

四国地方整備局訓令第12号

渡川流域学識者会議規約を次のように定める。

平成25年8月30日

四国地方整備局長

渡川流域学識者会議 運営規約

改正 令和2年9月23日 四国地方整備局訓令第17号

(趣旨)

第1条 「渡川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、一、二、三（イ）は四国地方整備局長（以下「局長」という。）及び高知県知事（以下「知事」という。）に、三（ロ）は局長に意見を述べるため四国地方整備局に渡川流域学識者会議（以下「学識者会議」という。）を置く。

- 一 渡川水系河川整備計画（以下、「河川整備計画」という。）の策定、変更
- 二 河川整備計画策定後の点検
- 三 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - イ 再評価及び事後評価の対象となる事業
 - ロ 計画段階評価の対象となる事業

(構成)

第2条 委員は、渡川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
- 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。

- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、中村河川国道事務所、渡川ダム統合管理事務所及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、学識者会議の運営に当たる。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
 - 一 会議の秩序を乱した者

二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

第5条 学識者会議は、局長が開催する。

(情報公開)

第6条 学識者会議は公開で開催し、議事録を公表する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、局長及び知事がこれを定める。

附 則

この規約は、平成25年9月9日から施行する。

この規約は、平成26年11月28日から施行する。

この規約は、令和2年9月23日から施行する。